

## JAF（社団法人日本自動車連盟）

### ○外国運転免許証の翻訳

外国運転免許の切替申請をするときに、外国運転免許の「日本語による翻訳」が必要になります。これは JAF、在日外国大使館、または外国行政庁（当該外国運転免許証を発行している行政当局）が発行したものだけが認められています。

※詳しくは、JAF ホームページ <http://www.jaf.or.jp/inter/translation/>

### ○「日本語による翻訳文」申請について

- (1) 申請窓口 JAF 地方本支部担当各窓口
  - (2) 申請方法 直接 JAF 各窓口にお越しください。（ご本人がお越しいただけない場合は、代理人を通じて申請手続きを行えます。）
  - (3) 必要書類 外国運転免許証 原則として原本（郵送の際は裏表をカラーコピー）、外国免許証翻訳文発行申請書 ※一部、在留カードのコピーが必要な場合があります。
  - (4) 申請手数料 1 通 3,000 円。なお、郵送で申請する場合は、別途返送料が必要となります。
- \*日本語による翻訳文の再発行は原則として致しません。ただし、やむを得ない場合は新規の扱いとして 3,000 円にて再発行致します。また、外免切替申請が却下された場合でも、翻訳料金の返金はいたしませんのでご承知おきください。
- \*日本語による翻訳文の有効期限は、その免許証に記載の有効期限と同じです。

### ○改訂版「外国語版交通の教則」の販売

JAF では在日外国人の交通安全の啓発と交通事故防止を図るため、日本の交通規則をわかりやすく説明した外国語版「交通の教則」を販売しています。

<http://www.jaf.or.jp/inter/manual/>

問い合わせ先

- (1) 社団法人日本自動車連盟（JAF）  
<http://www.jaf.or.jp/index.htm>

- (2) JAF 関西本部、大阪支部 〒567-0034 茨木市中穂積 2-1-5  
営業時間 9 時～17 時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み）  
TEL 072-645-1300

JAF 関西本部、兵庫支部 〒657-0044 神戸市灘区鹿ノ下通 2-4-13  
TEL 078-871-7561

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。